

業 務 委 託 契 約 書 (案)

秋田県知事 鈴木 健太 (以下「甲」という。)と _____
(以下「乙」という。)とは、特殊建築物等定期報告業務委託 (以下「委託業務」という。)について次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別記仕様書に基づき、第3条記載の委託料をもって、第4条記載の期限までに委託業務を完了しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別記仕様書のとおりとする。

(委託料)

第3条 前条に記載した業務の委託料の額は、 _____ 円とする。(うち消費税額及び地方消費税額 _____ 円)

(業務完了期限)

第4条 乙は、令和8年3月13日までに委託業務を完了しなければならない。

(契約保証金)

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を、秋田県財務規則第178条第3号により免除する。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、受託した業務を第三者に再委託してはならない。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は一時中止させ、もしくはこれを打ち切ることができる。この場合において業務委託料又は完了期限を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面によりこれを定める。

(甲の契約解除権)

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により、期限内に業務を完了しないとき、又は完了の見込みがないときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は当該部分に対して相当と認める金額を乙に支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第9条 乙は、甲の責に帰すべき事由により、業務を完了することが不可能になったときは、協議のうえ契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による契約解除にこれを準用する。

(履行期限の延長)

第10条 乙は、その責に帰することができない事由により、期限内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を附して、履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数については、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡)

第11条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して完了報告書（以下「報告書」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、所定の手続きに従い業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議決定事項)

第14条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健 太

乙